

欧州債務問題解決へ向けての最近の動向について

大和証券投資信託委託株式会社

欧州債務問題の抜本的解決に向けての足取りが確かなものになりつつあります。10月9日(現地、以下同様)に独仏首脳会談で銀行の資本増強計画を含む、金融危機防止策の月内の策定が合意されたことに続き、12日には欧州委員会が欧州債務問題解決のための「行程表」を明らかにしました。また、13日にはEFSF(欧州金融安定基金)の機能拡充について、ユーロ圏17カ国の各国議会による承認がスロバキアをもって完了しました。23日に予定されているEU(欧州連合)・ユーロ圏首脳会議では包括的対策の合意が見込まれます。

【EU・ユーロ圏首脳会議にて予想される合意事項】

第一に、ギリシャ支援です。第2次ギリシャ支援は7月21日のユーロ圏首脳会議で一度は合意されました。しかし、民間銀行が保有するギリシャ国債の損失負担が現在に至るまで確定していません。今回は民間銀行が保有するギリシャ国債の損失負担を(場合によっては拡大も含めて)改めて協議し、第2次ギリシャ支援に再度合意することになりそうです。民間銀行が「自発的に」損失負担に応じる必要があるため、第2次ギリシャ支援が最終的に確定するには、なお相應の時間を要しますが、その内容が7月21日に一度合意されたものと大きくかけ離れることがなければ、速やかな進展が期待されます。

第二に、EFSFの最大限の有効利用です。EFSFの機能拡充については上述の通りユーロ圏17カ国の各国議会による承認を終えており、近くそれが稼動することになります。拡充された機能とは、融資能力の4,400億ユーロへの引き上げ、発行・流通市場での周辺国債の購入、被支援国(現在はギリシャ、アイルランド、ポルトガル)も含む予防的措置としての流動性供給、各国政府を通じた銀行への資本注入などです。今回は拡充された機能を適用する際の要件などが議論されると思われます。それにもまして今回の焦点は、4,400億ユーロの融資能力をいかにして「実質的に」膨らませるか(最大限の有効利用)が議論され、合意に至るかにあります。融資能力を明示的に増額することにはドイツの反対が強いため、例えば、民間が購入する周辺国債にEFSFが一定割合の損失保証を付与することで、民間に周辺国債の購入を促す案などが有力と報じられています。

第三に、銀行の資本増強です。優先順位として、①個別行が自力で調達、②各国の公的資金の活用、③EFSFを通じた増資、がすでに「行程表」でうたわれています。しかし、現在の金融環境では個別行が自力で資本調達するのは困難と思われ、自己資本比率上昇のために、銀行がリスク資産の売却や貸出の回収などで対応する懸念もあります。当局として強制力を伴った実効性ある対応を行い、十分な増資につなげることができるかが注目されます。

他にも2013年6月までの暫定組織であるEFSFにかわる恒久組織としてのESM(欧州安定メカニズム)の前倒しでの創設や、ユーロ圏の中長期的な成長戦略・構造改革などが議論・合意されそうです。

【ECB(欧州中央銀行)による積極的な取り組み】

ECBも積極的な政策対応を実施しています。スペイン、イタリア国債の利回り急上昇を受けて、8月以降ECBはSMP(証券市場プログラム)を通じた周辺国国債の購入を大規模に再開しています。EFSFの機能が拡充されても、市場介入の機動性はECBがはるかに勝りますし、ECBによる周辺国国債の購入はそもそも金額の定めがないだけに、今後もECBには周辺国国債の購入に関して一定の役割が期待されます。また、10月6日の理事会では2012年末越えを含む長期の流動性供給の実施と、銀行のカバード・ボンド(債権担保付き社債)の400億ユーロの購入を決定しました。さらに、EU・ユーロ圏首脳会議が評価される結果であれば、ドラギ新総裁の下、11月3日の理事会で利下げを実施する可能性もあります。ECBは9月の理事会で景気見通しのリスクを「下振れ」、インフレ見通しのリスクを「概ね均衡」にそれぞれ引き下げ、10月の理事会で「金融は緩和的」、「流動性は潤沢」などの表現を声明文から削除するなど、利下げへの布石を打っています。

スペイン、イタリア、また欧州主要銀行の格下げも相次ぎ、信用不安の世界的連鎖が懸念される中、欧州債務問題は抜本的解決に向けた正念場を迎えていると思われます。今週末のEU・ユーロ圏首脳会議がその転機となるかどうか、改めて注目されます。

以上

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.20750%（但し、最低 2,625 円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引によりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、社団法人日本証券投資顧問業協会、社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会